

# 東京都立足立高等学校定時制課程 管理運営規程

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立足立高等学校定時制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

## 第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

## 第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

### 1 部

教務部、生活指導部、進路指導部を置き、以下の事項を所掌する。

- ・ 教務部は、教育課程編成、時間割作成など教務に関すること。
- ・ 生活指導部は、生活指導や交通安全指導など生活指導に関すること、生徒会など生徒指導に関すること、保健、給食に関すること。
- ・ 進路指導部は、就職・進学指導、進路相談など進路指導に関すること、PTA奨学会に関すること。

## 2 学年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

## 3 学科

普通科及び商業科を置く。

## 4 教科

(1)国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報及び商業を置く。

(2)国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、情報、及び商業に教科主任を置く。

## 5 企画調整会議

## 6 職員会議

## 7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

## 8 委員会

環境委員会、パソコン委員会、教育相談委員会、学校安全委員会、入学者選抜委員会、教科書選定委員会、都立学校開放事業運営委員会、安全衛生委員会、防災教育推進委員会、学校保健委員会、教育課程委員会、学校給食運営委員会、省エネ委員会、学校いじめ対策委員会、通級指導推進委員会及び学校サポートチームを置く。

- ・ 環境委員会は、教育環境整備等に関することを検討する。
- ・ パソコン委員会はパソコンの管理・運営及びホームページの作成・管理の実務を行う。
- ・ 教育相談委員会は教育相談の推進に必要な連絡・調整及び関連事務を所掌する。
- ・ 学校安全委員会はセーフティ教室の計画、立案等、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、防犯ネットワークを構築し、生徒の安全確保と学校の安全管理に努める。
- ・ 入学者選抜委員会は入学者選抜業務の実施にあたり、円滑かつ適正な運営を図る。
- ・ 教科書選定委員会は使用教科書の選定にあたり、円滑かつ適正な運営を図る。
- ・ 都立学校開放事業運営委員会は開放事業の実施にあたり、円滑かつ適正な運営を図る。
- ・ 安全衛生委員会は職員の危険及び健康障害の防止、職員の健康の保持増進等の安全衛生に関することを図る。
- ・ 防災教育推進委員会は防災に関する総合的な企画を行い、防災に対する知識・認識を深めることを図る。
- ・ 学校保健委員会は学校における生徒の健康づくりの諸活動について、研究協議を行う。
- ・ 教育課程委員会は教育課程の編成にあたり、円滑かつ適正な運営を図る。
- ・ 学校給食運営委員会は、給食の実施にあたり、円滑かつ適正な運営を図る。
- ・ 省エネ委員会は、都有施設省エネ・再エネ等導入指針の運用に係る取り組みについて、円滑かつ適正な運営を図る。
- ・ 学校いじめ対策委員会は、校内のいじめに関する事項を所掌する。
- ・ 通級指導推進委員会は、求めに応じ、通級が必要と判断される生徒を指導する事項を所掌する。
- ・ 学校サポートチームは、学校いじめ対策委員会を支援する事項を所掌する。

## 9 学校運営連絡協議会

## 10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動の指導業務は、生活指導部の所掌とする。

## 11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

## 12 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第11 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任とする。

### 3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第12 職員会議

### 1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

### 3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 司会

校長が選任する。

### 6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

### 7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

## 第13 教科会

### 1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

### 2 所掌事項

(1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。

(2) 「年間授業計画」に関すること。

- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関する事。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関する事。
- (5) 定期考査及び学習評価に関する事。
- (6) 教科書選定に関する事。
- (7) 教務部との連絡・調整に関する事。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認める事。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関する事。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員及び理科助手とする。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年4回)、成績評定前(年2回)、OJT 関係実施時期(年3回)に開催し、前後期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

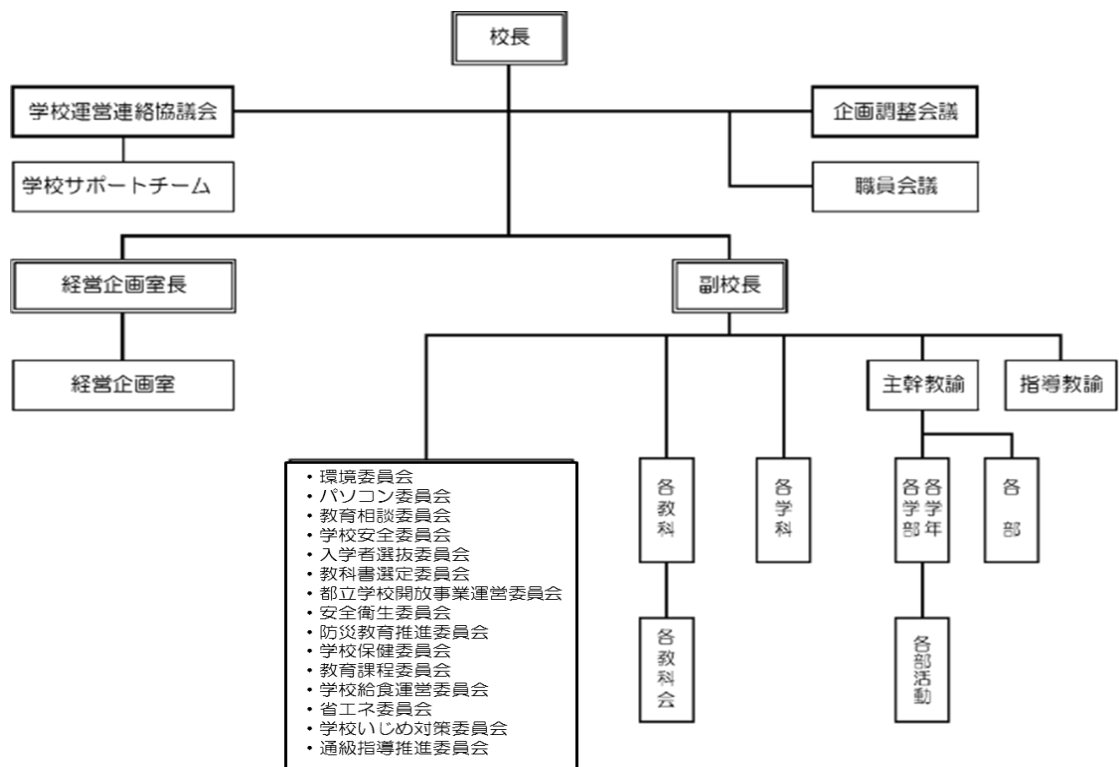
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

## 第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

## 第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

### 附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成26年9月5日から施行する。

### 附則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

### 附則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

### 附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。